

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたお願い（神戸国際会議場・神戸国際展示場）

主催者様へのお願い

感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県や国の方針に基づき、1月27日から2月20日までの間、以下の対応を行います。

1. 利用人数制限

令和4年1月26日付「令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 第6弾（改定）」による

（1）人数上限

- ・5,000人

（2）収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

※1 人数上限と収容率いずれか、小さい方を限度とします。

※2 「イベント開催時のチェックリスト」の作成と公表が必要となります。

（3）参加人数が5,000人超のイベントについて

「感染防止安全計画」を策定し、兵庫県の確認を受けた場合、人数上限は20,000人かつ収容率の100%（「大声なし」が前提）まで可能です。

さらに対象者全員検査を実施した場合は人数上限を収容定員までとすることが可能です。

★「イベント開催時のチェックリスト」及び「感染防止安全計画」については下記サイトをご覧ください。 ※該当ページにリンクしています

[【兵庫県】イベント開催にあたっての方針について（令和4年1月27日～令和4年2月20日）](#)

2. 感染拡大防止策

次の①～⑦について順守願います。

①飛沫の抑制の徹底

- ・適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用を徹底すること
 - ・大声を出さないことを周知・徹底すること
 - ・大声を出さず者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる
- 「大声」の定義：通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

②手洗い、手指・施設消毒の徹底

- ・会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置
- ・場内アナウンスによるこまめな手洗や手指消毒の徹底を促すこと
- ・会場出入口、トイレ、共用部等の定期的かつこまめな消毒の実施

③換気の徹底

- ・こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上）の徹底
- ※施設は法令を遵守した空調機器による換気を行っております

④来場者間の密集回避

- ・入退場の密集を回避するための入場ゲート増設や時間差入退場等の実施
 - ・休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員動線や動線確保等の体制の構築
 - ・大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を確保する
 - ・大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保
- ※大声を伴う場合は座席間を1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること

⑤飲食の制限

- ・飲食時における感染防止策の徹底（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外は自粛
- ・酒類提供の場合はアクリル板等の設置又は座席の間隔1m以上の確保すること

⑥出演者等の感染対策

- ・有症状者（発熱又は風邪等の症状の方）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- ・練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する
- ・出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる

⑦参加者の把握・管理等

- ・入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
厚生労働省：[新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」](#)
兵庫県：[兵庫県新型コロナ追跡システム](#)
※該当ページにリンクしています
- ・入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止
- ・時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

施設の取組み

1. アルコール消毒液等の設置
各階フロア入口及び各階トイレに消毒液を設置
 2. 清掃の強化
ドアノブ、エレベーターボタン、トイレ等の清掃・消毒を強化
 3. 空調機器等による換気の強化
空調機器及び換気扇などにより外気の取り入れを行い、室内の換気を強化
 4. 施設スタッフの取組み
 - (1) マスクの着用
 - (2) 手洗いと手指消毒の励行
 - (3) 健康状態の管理
 5. 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への施設の登録と QR コード読み込みの周知および新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」インストールの周知
- ※ 今後、感染状況等に変化が見られ、新型コロナウイルス感染症における国及び兵庫県、神戸市の対応方針が変更された場合は、施設の利用の可否や利用人数の制限、その他の項目についても変更することがあります。